

官報

号外 昭和二十三年六月一日

○第二回 参議院會議錄第四十一号

昭和二十三年五月三十一日(月曜日)午後三時十三分開議

議事日程 第四十号

昭和二十三年五月三十一日

午後一時開議

第一 農地開発営園の行方農地開

発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の第一

部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 行政官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る二十八日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第二号)

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

日本國憲法施行の際現に効力を有す

る命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

青年輔導法案(鬼丸義賢君発議)

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律

行政代執行法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から国会において議決した左の子算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第三号)

昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第二号)

同日議院において採択することを議決した左の請願及び陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

白山地方開発及び手取川流域改修に関する請願

利根川根本治山水工事の起工促進に関する請願

各種河川の改良並びに砂防工事促進

に関する請願

東國分村の堤防復旧に関する請願

黒部川改修工事促進に関する請願

渡良瀬、思西川の築堤工事に関する請願

天龍川改修工事促進に関する請願

静岡縣の災害復旧工事費國庫補助に関する請願

不老川改修工事促進に関する請願

水害復旧事業費の負担に関する請願

大里郡東部地域の水害対策に関する請願

厚真川改修工事継続施行に関する請願

胆振支庁管内の河川改修に関する請願

厚真川上流にダム工事施行に関する請願

入鹿別川河口切替工事施行に関する請願

渡良瀬川左岸堤防懸急強化工事施行に関する請願

天龍川改修工事促進に関する請願

廣島縣の災害復旧土木費國庫補助に関する請願

數根村護岸復旧工事費國庫補助に関する請願

吉井川及び旭川改修工事の促進に関する請願

岡山縣災害復旧工事費國庫補助増額に関する請願

岡山縣下河川の災害防除施設並びに改修工事費國庫補助に関する請願

刈谷田川改修工事促進に関する請願

伊曾島、木曾岬兩村の耕地塩害防除施設費國庫補助に関する請願

飛騨川治水並びに砂防工事促進に関する請願

大津茂川改修工事促進に関する請願

飯川治水工事促進に関する請願(二件)

赤川えん堤築造に関する請願

佐治川改修工事促進に関する請願

田川改修工事促進に関する請願

酒田港瀨瀨堤災害復旧に関する請願

中小商工業振興に関する請願(二件)

魚介類小販業者の利潤改訂等に関する請願

度量衡法令中の甲種檢定權限委譲に関する請願

外人觀光客用の自動車輸入に関する請願

輸出代金の支拂に関する請願

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の貿易関係事項に対する適用緩和に関する請願

群馬縣下の水害復旧費國庫補助に関する陳情(三件)

堀川しゅんせつに関する陳情

鮎食川上流の崩壊、地すべり防止工事に關する陳情

廣島縣外四縣の災害復旧費國庫補助に関する陳情

茨城縣下水害復旧対策に関する陳情

那賀川改修工事促進に関する陳情

河川の増補工事施行に関する陳情

關東地方の水害復旧費國庫補助に関する陳情

小貝、五行河川の改修工事促進に関する陳情

大淀川改修工事費増額に関する陳情

水害緊急対策に関する陳情

中小工業の輸出振興に関する陳情

蚊や類の統制徹底に関する陳情

商法の一部を改正することに關する陳情

同委員から左の質問主意書を提出した。

食糧問題に関する質問主意書(板野勝次君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

行政官廳法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(特別調査) 池田 小津 成一君 局長 総務事務官

同日内閣総理大臣から左の者を第二回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

労働事務官(職 齋藤 邦吉君 業安定局長)

一昨二十九日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

政府職員の新給與実施に関する法律案

三、新設

本件については特別の経費を必要としない。

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十二年五月二十二日

参議院議長 松岡 駒吉

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

法律案につきまして委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律は、去る第一回国会におきまして制定せられた法律でございます。

而して爾來政府は右の法律に基きまして、官廳から引き継いだ事業の実施に必要な資材の買収、或いは官廳職員

本改正法律案の内容は以上の通りであります。その趣旨とするところは、

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

おきたいと存するのであります。

先ずその一つは、開拓と林業及び畜産との調和関係についてであります。

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

ては、本年中に開拓予定地を決定する方針を明らかにせられました。

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

農地開発官廳の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律案

官廳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)を議題といたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和三十二年五月二十七日

参議院議長 松岡 駒吉

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

この行政官廳法等の一部を改正する法律案は、実は同じような題名の法律案が、先月三十日に決定になつておるのであります。その内容は、行政官廳法等の施行が、或いは四月三十日、或いは五月二日という期限がありまして、これに代るべき法律の制定が時間がかかりましたので、本月三十一日まで延期になつておつたわけでありまして、然るに、今の行政官廳法に代るべき國家行政組織法というものが、これは既に提案になつておりましたので、國會に提案になつておりましたけれども、この案につきましても、相当内容について議論がなされて、又この國家行政組織法に基きまして、各省設置法が提案されるべき筈であります。今まで一つも提案されてない状況であります。

従いまして、若し五月三十一日限り、この行政官廳法等が、そのまま廃止になりますと、不都合を生じますので、取り敢えずもう一ヶ月延ばしまして、その間に、國家行政組織法並びにそれに基く各省設置法を審議すると、こゝういふ段取りにしたいというのが、この法律案の要旨であります。

かような簡単な法案であります。故に、委員会におきましては、別段大した意見もなかつたのであります。が、ただかようにだら／＼と法案が延びまして、審議が延びまして、そうして一日も早く決定を要する事項が決まらないことにつきました。これは政府の責任じやないかというやうな質問がありました。これに對しまして、政府も明かに、これは政府自体の責任であるといふことを認めたのであります。

見もなく、本法律案は、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

官報号外 昭和二十三年六月一日 参議院會議録第四十二号 議事日程追加の件 墓地、埋葬等に関する法律案外一件

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、墓地、埋葬等に関する法律案、食肉輸入取締規則を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して、議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重蔵君。

〔報告報告書は都合により第四十五号の末尾に掲載〕
墓地、埋葬等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年五月二十九日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿
墓地、埋葬等に関する法律案
第一章 總則

第一條 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、

國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいふ。

第三條 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋葬し、若しくは收藏した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいふ。

第四條 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいふ。

第五條 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいふ。

第六條 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を收藏するために、納骨堂として都道府県知事の許可をうけた施設をいふ。

第七條 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいふ。

第八條 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、その限りでない。

第九條 埋葬又は火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第十條 埋葬又は火葬を行わうとする者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死体の発見地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

第十一條 改葬を行わうとする者は、省令の定めるところにより、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならない。

第十二條 汽車その他の交通機関(船舶を除く。以下同じ。)の中で死亡又は死産があつた場合において、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死体をその交通機関から降ろした地、死産にあつては死産をした母がその交通機関から降りた地の市町村長の許可を受けなければならない。

第十三條 船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第十四條 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第十五條 市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、埋葬許可証又は火葬許可証を交付してはならない。

第十六條 死体の埋葬又は火葬を行う者が、ないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

第十七條 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

第十八條 墓地、納骨堂及び火葬場を經營しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十九條 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第二十條 都市計画法又は特別都市計画法として執行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、主務大臣の決定をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第二十一條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十二條又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第五條の土地区劃整理の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第十七條第二項の規定にかかわらず、換地処分認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

四六三

第十二條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條 墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受領した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

第十五條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

第十六條 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十七條 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受領した日から、五箇年間にこれを保存しなければならない。

第十八條 都道府県知事は、必要があるとき、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十九條 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第二十條 都道府県知事は、必要があるとき、火葬場立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

第二十一條 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第二十二條 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があるとき、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反した者

二 第十九條に規定する命令に違反した者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

第二十五條 従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十六條 従前の命令の規定により納骨堂の經營について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならぬ。

第二十七條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十八條 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廢止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十九條 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廢止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

多数意見者署名
山下 義信 宮城タマ
井上たつゑ 千田 正
河崎 ナツ 小杉 イチ
中平常太郎 草葉 隆園
原井 伊介 中山 壽彦
今泉 政喜

要領書
一、委員会の決定の理由
食肉輸入取締規則は、輸入食肉の衛生上の取締を徹底するため制定したものであるが、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四の規定によつて、必要な改訂の措置をとらなければならないので、未だ食肉の輸入が行われるに到つていない現狀に鑑み、一應この規則を廢止することは、適切な措置であると認める。

二、事件の利害得失
繁雜な法規が整理される利益がある。

三、費用
この法律施行のためには、別に費用を要しない。

食肉輸入取締規則を廢止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十九日
衆議院議長 松岡 駒吉
參議院議長 松下恒雄殿

食肉輸入取締規則を廢止する法律案
昭和二十三年五月三十一日
厚生委員長 塚本 重藏
參議院議長 松平恒雄殿

の四の規定によりまして、必要な改訂の措置を取らなければならないことになつております。併しながら未だ食肉の輸入が行われるに至つておりませんので、一應これが廃止の措置を取ることとして提案されたのであります。

尙政府委員より、従来の輸入食肉の衛生取締りは、専ら食肉輸入取締規則によつて行われて来たのであります。この規則の取締りの対象となりまするものは、食肉に供する牛、羊、山羊、豚及び馬の生肉販賣の用に供するものであります。これには輸出又は移出の官憲の屠畜検査を経た上、特に指定した海港、例えば大阪、横浜、神戸、長崎、舞原、敦賀、下関、門司、宇品において、都道府県知事の検査を受けて輸入されることとなつておつたのであります。終戦以後これら肉類の輸入が中止せられましたため、事実上は殆んど実施されておられない現状であります。

この規則の廃止に伴つて国内におけるこれら肉類の衛生取締りにつきましては、食品衛生法により万全を期することになつておるとの説明がありました。

五月二十九日日本審査付託となり三十一日の委員会におきましては、本案は、内容も極めて簡明なものでありますので、討論もなく、当然の立法措置と認めまして、全会一致を以て討論を省略しまして採決、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上簡單であります。二法案の委員会におきます経過並びに結果を御報告申上げた次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

これにて本日の議事日程は全部終了いたしましたのでありますが、尙すでに委員会の審議を終え、報告書を提出されている議案がございますから、その審議のためこの際暫時休憩いたしますと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩

午後四時四十分開議

○議長(松平恒雄君) 参事をして報告をいたさせます。

〔根本参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

政府職員の新給與実施に関する法律案可決報告書

同日財政及び金融委員栗山良夫君及び中西功君より各、より左の報告書を提出した。

政府職員の新給與実施に関する法律案に対する少数意見報告書

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。この際日程に追加して、昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員栗山良夫君。

〔審査報告書は都合により第四十五号の末尾に掲載〕

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「六月一日」を「七月一日」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に改め、第二項中「五月三十一日」を「六月三十日」に改める。

第三項から第六項までを次のように改める。

昭和二十三年に限り、所得税法中七月予定申告書及び七月修正予定申告書に関する規定は、これを

適用しない。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十一條第一項の規定による四月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第一項の規定にかかわらず、その予定納税額の三分の一に相当する税額の所得税を、左の三期において、政府に納付しなればならない。

第一期 昭和二十三年七月一日から同月三十一日限

第二期 昭和二十三年十月一日から同月三十一日限

第三期 昭和二十四年一月一日から同月三十一日限

昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第一項の規定による十月予定申告書を提出した者は、同法第三十條第二項の規定にかかわらず、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、第二期及び第三期において、政府に納付しなればならない。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十三條第二項第一号の規定による十月修正予定申告書を提出した者が第二期及び第三期において納付すべき所得税額は、同法第三十一條第二号の規定にかかわらず、第四項の規定による当該納期分の所得税額につき、四月予定申告書に記載された予定納税額と十月修正予定申告書に記載された予定納税額との差額の二分の一に相当する金額を加算又は減算した金額による。

昭和二十三年に限り、所得税法中「第三期」とあるのは、「第二期」として読み替へるものとす。

昭和二十三年に限り、所得税法中「第三十條」又は「第三十條第一項又は第二項」とあるのは、「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)第四項又は第五項」と、所得税法中「第三十一條又は第三十一條各号」とあるのは、「昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律(昭和二十三年法律第十五号)第六項」とそれぞれ読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今議題と相成りました昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

この法律案は前に、本年に限りまして所得税の四月予定申告書の提出期間を延ばすことにつきまして、すでに二回御報告申上げておると、それは全く同じ理由に基いておるのであります。第一回は四月のを五月にし、更に又五月のを六月にいたしましたのでありますが、今回はやはり税法の改正がまだ国会の承認を得ませんでしたので、更に七月に延期しました。従いまして七月の予定申告はこれは取止めることに

して、そうして本年に限つて三回の申告になりませう。これに伴ひまして納期も又七月、十月、一月という三回になりませう。三分の一ずつを納めるということにいたさんとするのであります。これに伴ひましていゝな規定を設けておるのであります。委員会におきまして討論に入りませうが、別に御發言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものなりと議決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加し、政府職員の新給與実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。尙本案については少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長長の報告を求めます。財政及び金融委員長長黒田英雄君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により第四十五号の末尾に掲載〕

政府職員の新給與実施に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十九日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄 殿

政府職員の新給與実施に関する法律案

法律(この法律の目的)

第一條 この法律は、政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第十二号、以下法律第十二号といふ。)の本則第三項の規定に基づき、政府職員の人及及び給與に関する方針の統一を図るため、官吏、官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の政府職員を含む。)、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員といふ。)(に対し支給すべき俸給等の額及びその支給に関する事項を、臨時に、定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号、今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。)(の如何なる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。昭和二十三年七月一日以後においては、國家公務員法、同法に基く法律、政令又は人事委員会規則の規定に矛盾するものとする。

盾するこの法律の規定は、當然その効力を失ふものとする。この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日(法律をもつてそれ以前の期日を定めるときはその期日)限り、その効力を失ふものとする。

3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に従ひ、國會の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合したものであるとみなし、その改正が人事委員会によつて立案せられ、國會の承認を得て実施せられるまで、その効力をもつものとする。

〔実施機関〕
第二條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に、新給與実施本部、地域給與審議會及び新給與苦情処理委員会を置く。

第三條 新給與実施本部は、この法律による俸給の決定に関する総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめた事項に関する事務を掌るものとする。

第四條 新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び部員若干人を置く。

2 本部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつて、これに充てる。
3 部員は、各廳において給與事務を担当する職員で内閣総理大臣が

新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつて、これに充てる。

4 本部長は、部務を総理する。
5 次長は、本部長を助けて部務を整理する。
6 部員は、上司の命を承けて部務に従事する。

第五條 地域給與審議會は、生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域に対する勤務手当の支給割合に関する事項その他勤務手当の支給に関する事項を調査審議するものとする。

第六條 地域給與審議會は、職員を代表する委員及び政府を代表する委員各、同数をもつて、これを組織し、委員は、内閣総理大臣が、これを委嘱する。

2 委員の数は、二十人を超えてはならない。
第七條 地域給與審議會は、その権限に属せしめられた事項につき必要な調査を行わせるため都道府縣毎に地域給與調査会を設けることができる。

第八條 新給與苦情処理委員会は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求に対し、最終の決定をなすものとする。
第九條 新給與苦情処理委員会は、委員九人をもつて、これを組織する。
2 委員は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、三人とし、内閣総理大臣が、これを委嘱する。
第十條 新給與苦情処理委員会に会長を置く。会長は、第三者である

委員のうちから、委員が、これを選舉する。
2 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故がある場合においては、委員は、第三者である他の委員のうちから、会長の職務を代理する者を選挙する。

第十一條 新給與苦情処理委員会は、会長がこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で、これを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 新給與苦情処理委員会は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、二人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
3 会長は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求があつた場合においては、遲滞なく、委員会を招集しなければならぬ。

〔給與の種類〕
第十二條 この法律による給與は、俸給、扶養手当、勤務手当及び特殊勤務手当とする。

第十三條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他の勤勞に関する條件に基いたものでなければならぬ。

第十四條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

2 前項の規定はより分類せられた

職務の各級における俸給の幅は、別表による。

3 現業に従事する職員、教育職員、税務職員その他その職務について特別に取扱うことを適当とする事情のある職員については、職務の級の分級及びその各級における俸給の幅につき、政令で、前二項と異つた定をすることができ、但し、その政令は、前條の規定の精神に沿ひ前二項の規定と趣旨を同じくし、且つ、これと密接のとれたものでなければならぬ。

第十五條 内閣総理大臣、最高裁判所長官、法務総長、各省大臣若しくは会計検査院長以下各省首魁の長と、又は各省首魁の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の承認を受け、それぞれその所属の職員について、第十四條の規定するところに次ぎ、その職務の級及び俸給を決定する。

第十六條 あらたに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における俸給の昇給の基準は、政令でこれを定める。

第十七條 俸給の支給に因しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第九百九十二号)による俸給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

(扶養手当) 第十八條 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し、これを支給する。

2 法第十二号附則第五條の規定は、扶養手当に關して、これを準用する。

(勤務地手当) 第十九條 勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に對し、これを支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じて得た額とする。

3 生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定は、地域給審議会の議を経て、大蔵大臣が、これを行う。

4 第十七條の規定は、勤務地手当の支給について、これを準用する。

(特殊勤務手当) 第二十條 職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に對する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを俸給に組入れることが不可能であるか、又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に應じ、特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、政令で、これを定める。

(欠勤等の場合の給與) 第二十一條 法第十二号附則第七條の規定は、職員が正式の承認なくして職務しなかつた場合について、これを準用する。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならない。

3 第二十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、「新給與実施本部長」と

て、これを準用する。

(俸給の更正決定) 第二十二條 新給與実施本部長は、各省各廳の長又はその委任を受けた者が第十五條の規定により決定した職員の職務の級及び俸給が第十三條の俸給支給の原則に照し適当でないとき、各省各廳の長又はその委任を受けた者の行つた決定を更正し、又はこれらの者に對しその決定を更正すべき旨を命ずることができ、

(審査の請求) 第二十三條 第十五條の規定による俸給の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む)に關して苦情のある職員は、新給與実施本部長に對し、審査の請求をすることができ、

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならない。

3 前條の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第二十四條 前條第二項の規定に關して苦情のある職員は、新給與苦情処理委員会に對し、再審査の請求をすることができ、

2 前項の請求があつたときは、新給與苦情処理委員会は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならない。

3 第二十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、「新給與実施本部長」と

あるのは「新給與苦情処理委員会」と読み替へるものとする。

(施行期日) 第二十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(新俸給への切替の場合同における経過的取扱) 第二十六條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級における俸給の最高が、法第十二号附則第三條に規定する現俸給の十六割に相当する金額に達しない場合においては、その職員は、新給與実施本部長の定める俸給の額を受けるものとする。

(年俸給の改訂) 第二十七條 現行の年俸給による最低保証給は、臨時給與委員会の第一報告書一、の5、に基き、政令でこれを改めるものとする。

(勤務地手当の経過的取扱) 第二十八條 勤務地手当は、大蔵大臣が地域給審議会の議を経て生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定を行うまでの間、なお、従前の例により、これを支給する。

(差額支給の取扱) 第二十九條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けていた法第十二号による暫定給與、財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手当の支給に關する法律(昭和二十二年

法律第六十八号)による手当その他この法律による給與に相当する給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額が、この法律により受くべき給與の額を超過する場合には、既に支給を受けた給與は、これを返還せしめないことができる。

3 第一項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による給與との差額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

(法律の廃止) 第三十條 左に掲げる法律は、これを廃止する。

政府職員に對する臨時手当の支給に關する法律(昭和二十二年法律第四十号)

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律(昭和二十二年法律第六十六号)

財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する税務特別手当の支給に關する法律(昭和二十二年法律第六十八号)

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律(昭和二十二年法律第二百六十六号)

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律(昭和二十三年法律第八号)

政府職員に對する一時手当の支給に關する法律(昭和二十三年法律第八号)

別表 級別俸給額表

職級の級	俸給									
	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
一級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
二級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
三級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
四級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
五級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
六級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
七級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
八級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
九級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十一級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十二級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十三級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十四級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
十五級	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【黒田英雄君登壇、拍手】
 ○黒田英雄君 只今上程されました政府職員の新給與実施に関する法律案につきまして委員会におきまする審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

たのであります。本法案は、先般國會の議決を経て、法律第十二号として公布されました政府職員の新給與等に関する法律、即ち給與水準を二千九百二十円に引上げ、取り敢えず二千五百円水準の暫定給與の内拂いをするというのであつたのであります。但し、爾來一部の組合を除きまして、組合側の承認が得られなかつたのであるが、漸く四月の十六日に當りて開印して争議は解決したのであります。

す。その實情に基きまして、一切の政府職員組合の参加を得まして、新給與準備委員会が設けられ、二千九百二十円水準の給與の配分方法、特に職務制給與の線に沿う新給與体系の具体的方針の協議立案に當つたのであります。四月二十七日意見が一致して、成案を得て、政府はその成案に従つてこの法律案を作成したというのであります。この法案の内容について簡単に申し上げますが、この法律案は、法律第十二号

の本則の第三項の規定に基いてできた法律案であるのであります。先ず給與の種類は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種といたしてゐるのであります。次になかんずくこの俸給につきましては、従來我が國の因習的な俸給制度を一掃して、新憲法の下に民主的行政機構にふさわしい給與制度への漸進的轉換を行うことを目標といたしておるのであります。従來單に学歴、資格、勤続年数等に應じて、その人の従事してゐる職務とは必ずしも合理的の關係がないのであつたのであります。今回職務給與制度を原則といたしまして、新しい給與体系を探りまして、各職員の職務の内容、責任の輕重、勤勞の強度、勤務時間、勤勞環境その他勤勞に関する條件に應じて定めることになつておるのであります。而してこれらの條件に應じまして、これを十五級に分類し、各級に一定の俸給の幅を設けておるのであります。そしてこれは事務官廳について規定してあるものであります。現業官廳その他のものについては、これに準じて決めることになるといふのであります。この給與制度はいわゆる完全な職務給與とも言えないのであります。職務給與給與制度の實現に一步を踏み出したものであります。従來の我が國の給與制度に対しては根本的に變革を來すものであるとあります。その目的を完全に達成するためには、内閣總理、臣所管の下に、新給與実施本部、地域給與審議會、新給與準備處理委員會の三機關を置くことにいたしてあるのであります。そのうち新給與與善情處理委員會というものは、新らしい給與に當りました場合におきまして、各個人に善情、異議があつたような場合において、これを最終的に決定する機關といたしてあります。かくて質疑に入つたのであります。各委員から極めて熱心な論議が交されたのであります。或いは特に大藏、労働の両大臣、西尾、青米地両國務大臣も列席して貰つて質問をするということもあつたのであります。政府の都合によつて全部一掃にはなりませんでしたが、大体出席を得たのであります。これを一々質疑を御紹介するのは長時間を要するのであります。速記録に譲ることをお許しを願ひたいと考へるのであります。極めて若干の点について簡単に御紹介をいたします。先ず法案は、政府はその内容について、すでに組合側と意見の一致を見ておるといふが、組合側においては、今日尙異議を唱へておるようであるが、どうであるかということに対しては、政府委員より、その点は第一條に二項、三項が加つたのであるが、これは交渉の際なかつた條項であるのである。これは國家公務員法に関する規定でありまして、公務員法を施行させるについては、當然の關係があるので適當と認めたのであるといふことであつたのであります。尙二十一條の欠勤の場合の月給の引き方とか、或いはその他二三の点があるのであります。これは政府の見るところです。組合側の誤解を招いておることは誠に遺憾であるといふような答弁であつたのであります。これについては懇談會に移つて組合側の代表の申し分も聴取いたしましたのであります。これらの喧嘩の問題につきましては、いろいろ

る論議が長い間交されたのであります。これが速記録で御覽を願いたいと存するのであります。この法律案の二千九百二十四水準は、一月から三月までのものではないかと、四月から三月までは、二千九百二十四の水準は、新しい給與水準が決まり、新給與が決まるまでのものであると解釈しておると、又法第十二号を審議した際に、政府は二千九百二十四水準は、一月から三月までのものであつて、四月から更に新給與水準を定めるといふような答弁があつたかどうかと、これに對しては、加藤労働大臣は、私が言つたのは、四月になつたら直ちに改訂するといふ意味ではないのであつて、物價の改訂とか、その位置を考慮して改訂した時には、改めて議決すべきものであつて、その当時は四月末か、五月初めに物價の改訂が行われるであらうと考へておつたので、そのことを述べたのである。新しい給與水準が決まるまで、これは適用されるものであるといふ答弁であつたのであります。然らば、いつ物價の改訂が行われて、給與水準が改められる見込であるかといふこととの間に對しては、

〔議長退席、副議長着席〕

加藤労働大臣は、今の予定では大体六月十五日には物價の改訂が、補正が行われる。従つて給與問題も、六月初め頃から変更される段取りになるであらうといふような答弁があつたのであります。新しい給與水準が決まれば、更に新しい給與に関する法律を作るかといふことの質疑に對しては、この場合には改めて、この角度から

研究して法律を作らなければならぬと考へておる。而してこの法案にある規定で尙残さなければならぬものは、その法律に取り入れられて適當に規定されるものと思ふといふような答弁があつたのであります。それから尙法案の中の第一條に、「人事及び給與に関する方針の統一をはかるため」とありますが、「人事」は組合の折衝の際に必要なものが、何故こゝう規定を置く必要があるかといふことにつきましては、職階が決まりますと、どういつた程度の人を係長にするか、どういつた資格、経験の人を課長にするかといふことは、おのずから決まつて来るのであつて、それが人事に関する方針の統一になる意味で用いたのであるといふ答弁であつたのであります。尙公務員法の給與準則としては、給與を成るべく簡潔化する方針と承知しておるが、扶養手当は尙残つておるが、これは公務員法の施行の七月一日からなくなるものかといふ質問に對しては、公務員法の未だの狙いは、それが、どうもこの扶養手当などは、それが、どうも認められるのである。家族手当、扶養手当が全体の給與の中で占める比率は段減らして行かなければならぬと考へておるのであります。七月一日から直ぐになくなるとは言えないのであります。現実の支障、経済の安寧等と脱み合せて、段々比率を少くして遂になくする措置を取ることになるものと思ふといふような答弁でありました。時間外給與の規定がこの法律にはないが、又時間外の支拂いが非常に高額に上ほつておると聞くが、重大な

問題ではないか、特に日本タイムスに出たおつたのを引かれての御質問もあつた。その答は、昨年九月労働基準法施行に伴つて、一般官吏もこれに倣ふよになつたので、実働労働の八時間以上でないに對しは附けないが、それによつて支給するので、法律には規定しなかつたといふことであるのであります。実績は報告が十分集まつておりませんが、一部の事務官廳の平均は三十分程度の程度である。又これは誰でも実践しておれば支給するものではなくして、上司が必要と認め積分的に昇進を命じた場合に限つて支給する建前であるといふ答弁であつたのであります。その他後に申します修正案に出ますよゝうな一條の第二項中に期限を附した点とか、三機關の存続の問題とか、争議中の給料の問題であるとか、或いは苦情処理委員会がいわゆる紛争処理委員会とどういふ点が異なるかといふことにつきまして、又他の種々の点について御議論がありましたが、すべて速記録に載ることをお許し願ひたいと思ふのであります。かくて質疑を終りましたして討論に入りまして、無所感議談会の栗山委員からいたしました。修正案の提出があつたのであります。それは第一條第二項中、「人事及び」を削る。第一條第二項中、「この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日（法律を）つてそれ以前の期日を定めたときは、その期日」を削る。その効力を失ふものとする。」を削る。第一條第三項削除といふことであつたのであります。これらについては、理由は後に栗山委員が少数意見を述べられると聞いて

おりますから、省略をいたします。これについて、日本社会党の木村委員から修正案に賛成をするという賛成の意見があつたのであります。更に共産党の中西委員から、共産党として栗山委員の修正には賛成であるが更にこれに追加するといふことでありまして、第一條第二項中、「この法律は、」の次に「二千九百二十元を一月一日に過つて支給するための法律である。」といふことを入れる、同條第二項中の「政府職員的人事及び給與」の「人事及び」を削除する。これは栗山委員と同じであります。同條第三項を全部削除、第二十一條全部削除、二十二條中、「又はこれらの者に對してその決定を更正すべき旨を命ずることが出来る。」又は相互の協議により決定することが出来る。」と改める。第二十九條第一項中、「財務局及び税務署に在勤する政府職員に對する俸務特別手当の支給に関する法律による手当その他この法律による給與に相當する給與は」を削るといふ修正案が提出されたのであります。これも中西委員が後で少数意見を述べられるだらうと思ひますから、その理由は省略いたします。そうして民主黨の中西委員からは、原案に賛成する。かかる修正を加えなくても目的は達し得ると思ふから、原案に賛成するといふ御意見の発表があつたのであります。

かくて討論を終りましたして採決に入りまして、先ず栗山委員の修正案を議題にいたしました。諸君が、賛成者少数でありまして、否決と相成つたのであります。次に中西委員の修正案を議題として、中西委員の修正案中、栗山委員の修正案と同じ修正を除きまして、その他について採決をいたしましたところ、これも少数で否決と相成つたのであります。かくて政府提出原案について採決をいたしましたところ多数を以て原案通り可決すべきものなりと決定いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 少数意見者から報告することを求められております。これを順次許します。報告時間は十分間に制限いたします。栗山良夫君。

〔栗山良夫君登壇、拍手〕

○栗山良夫君 私は今上程せられたる政府職員の新給與実施に関する法律案に對して、政治の信用並びに労働平和、こゝういふ観点からいたしまして、残念ながら反対せざるを得ないのであります。只今我が國を蔽つておりますところの各方面の危機、即ち不安を一掃することが一日も早く人ことを國民は待ち焦がれております。政府の責任ある強力政治によりまして、この危機が終熄せしめられることを要請しております。然るに政府の樂觀的な見通しにも拘わらず、ますます深刻化する國民大衆への現実的の不安の圧迫は、各方面に好ましくからざる紛議を醸成いたしております。これは政府の政策の貧困と弱体からする当然の結果でありまして、分けても國民の政治に對する信頼の途を塞いでおります。これは極めて遺憾であります。不履行が最も大きな原因であると指摘せざるを得ないのであります。物量の

裏附による実質賃金の保障然り、健全予算によるインフレ克服然り、昨年十一月黒字説然り、インフレ及び關稅得の徹底的課稅然り、六・三制の予算然り、挙げれば枚挙に遑なしであります。すべて國民に対する政府の約束不履行が、國民の政治に対する信頼を振り捨てざるを得ないようにし向けておると断ぜざるを得ないのであります。このような状態におきまして、國民の総力を日本再建のために動員することなくして到底堪むべくもないことであると信じます。刻下の労働不安も、結局政府の約束不履行により実質賃金の低下に於て労働階級の生活苦の激化より出るのであります。私共が今春の政府對全官公労組の争議に重大な関心を寄せましたのもこのためでございます。申すまでもなく、私は官僚の民主化のためにも、亦統制經濟機構下におきまます官吏として、國民の公債の線におきましてその職責を果させるためにも、全官公労組の存在を祈つて止まないものであります。全官公労組の諸君は、極めて不満足ながら今春の争議を打切らざるを得なかつたのであります。故に、只今上程せられたるところの法律案は、過般の大争議の實質的解決を図るものとしたしまして完全を期さなければならぬと思つております。本法案は法律第十二号「政府職員の特給等に関する法律」本則におきまして、臨時給與委員會の報告書に基き二千九百二十円の新給與水準及び職階制の精神に副り給與体系を一月一日に溯及して実施することとし、其の具体的事項は別に法律を以て定めると明記いたしてあり

まする通りに、飽くまでも二千九百二十円ベースの暫定給與に関する具体化のみを繰り込むべきものであります。特に争議解決の場合に当事者の間において確認せられたる政府職員の新給與実施に関する法律案要綱、並びに西尾、加藤兩大臣了解事項の双方が嚴重に尊重せられなければならないのであります。又これ以上の性格を持たせるべきものでは断じてないのであります。然るに政府は、後段で述べます通り、この性格の枠を超えましたる條項を全官公労組との協定了解なくして突如として挿入されたのであります。若しこのままで本法案が可決実施せられまますならば、恐らく再び全官公労組と政府との間に物調を醸すことは必定でありまます。故に、私は反対せざるを得ないのであります。反対理由は三点でございます。

先ずその第一は、この法律が規正すべき枠を超えまして、人事の問題及び当然二千九百二十円ベースの暫定措置打切と共に消滅すべき法律に對しまして、例えば職階制のごとくその將來を拘束する恒久的性格の條項を挿入せんとしたことであります。争議の平和解決は、形式的には協定書調印を以て終るのでありますけれども、實質的解決は、更に協定事項の完全なる且つ誠意ある実施を見なければなりません。これなくしては争議の完全解決とは言

い得ないのであります。更に第二の理由は、本法案は過日の争議中における団体交渉におきましても、一月乃至三月即ち二十二会計年度限りの暫定措置と我々は了解いたしておつたのであります。この点は組合と

政府との重大な喰い違ひの点でございます。若し政府の言がごとくこれが新給與実施期まで、或いは新物價改訂期日までに延引されるものとしたまするならば、西尾、加藤兩大臣の了解事項にも、当然その間の事情を知り盡しておる政府側より提案明示せらるべきであつたと存するのであります。これに何ら言及されなかつたことは、当然三月までと当事者が了解しておつた証據でありまして、これ程一方的に団体交渉を曲げるものはないと思つてあります。

第三の理由は、紛争の処理に關しましては当事者が相互に信義を重んずることが最も緊要であります。若し信義を破るがごとき行爲の例を作りますならば、今後発生すべき争議解決の場合、政府への信頼は失せ、疑心暗鬼の結果、円満に且つ迅速に解決すべき争議すら徒らに紛糾を重ね、時日の遷延に追込むことに相成るわけでありまます。本法案は協定不履行というよりは、むしろ協定外の大きな基本問題を全官公労組との了解なくこれを法律化し、國會の力を借りまして、國民の名においてこれを全官公労組に押付けんとするものであります。これ程団体交渉を冒瀆し、信義を犯し、將來に悪影響を興えるものはないと信ずるのであります。

私は以上三点の理由を以ちまして、財政金融委員會に對し、他にも多数の意見を持つておつたのであります。特に其本来的な三点に亘りまして先程委員長から報告がございました通りに修正案を提出いたしましたのであります。けれども、残念ながら否決せられたのであります。私は修正案の採否は問題といひませんが、このことが労組から政府に對する信頼を奪ひ、且つ労組の苦しい争議の唯一の結論である協定を歪曲する行爲が、將來の争議の平和解決に及ぼす悪影響を重大視せざるにはおられないのであります。以上の見地からいたしまして、政治の信頼を高め、國民の関心を政治に集め、労働平和を望み、困難なる時局を打開いたしましたとして、我が國の迅速なる復興を願つて止まない私は、遂に黙することとができず、ここに反対意見を申述べた次第であります。労働平和確立のため、私は賢明なる議員諸君の良心に訴へまして御賛成あらんことをお願いいたしまして、小數意見の發表といたす次第であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 中西功君。中西功君。私も梁山氏に引続きまして、この法案に反対せざるを得ない理由を御説明申し上げたいと思つております。政府は如何に協定違反をしておるかという内容につきましては、すでに梁山議員から詳細にここに報告されております。従つて私はその点を成るだけ省略したいと思つております。ただ一言申し上げます。曾つて四月の暫定予算がここに上程されましたときに、私はやはりここから當時の全官公の争議に對して、如何に政府が無誠意のことをしておるか、団体交渉権を無理に無視しようなことをして、それが却つて組合側の感情を刺戟し、争議を不必要に激化させておるといふ事情を指摘したと思つております。が、その大争議が漸くにして片づき、

そして政府側との間にともかく協定ができたのにも拘わらず、その協定を一方的に違反して、法案化したのであります。而もこの種々の事情によつて、それが止むを得なかつた理由をばつきりして我々の了解を得るならば、或いは恕せられると思つては、今日西尾國務大臣は決して協定違反ではない。かういふような、高飛車な態度を取つておるのであります。私はかういふふうな、全く我々を無視した、子供でも分かるような協定違反を、協定違反じゃないと言つておる。かういふふうにして組合を誑し、國會を誑して事が済むと考えておる。私はこれを極めて遺憾に思つておる。而もこの全官公廳の争議、或いは又この度の協定、いろ／＼な問題を通過して、政府は非常に狡い手を考へておるといふことを私ははつきり申し上げたいのは、現に今日行われておる事態にその証據がある。それは協定によりまして、急速に発足することを約束しておられますところの新給與委員會は、政府が極めて些細なことに託しまして、未だに開かれていないという実情であります。これは極めて簡單なる事実、即ち問題になつておりますところの調停委員會、この調停委員會が紛争処理機関ではないといふことを政府自身が申して置ながら、それならば、それを文書にして書けと言へば、それを拒否する。自分もはつきり申して置ながら、文書に書けな。かういふやうな態度で新給與委員會が延びておる。かういふ事実を見ましても、政府はいろ／＼に我々に答弁して

おりますが、實際は現にこの法

入交 太藏君	安達 良助君
高橋 啓君	小林 勝馬君
田口政五郎君	紅露 みつ君
齋川タメエ君	木内キヤウ君
門屋 盛一君	前之園喜一郎君
星 一君	水橋 藤作君
伊東 隆治君	村尾 重雄君
鈴木 清一君	岩崎正三郎君
佐々木鹿蔵君	鬼丸 義齋君
小泉 秀吉君	塚本 重蔵君
林屋龜次郎君	木内 四郎君
櫻内 辰郎君	北村 一男君
加藤常太郎君	西川 昌夫君
川村 松助君	淺岡 信夫君
堀 末治君	奥 圭一郎君
山田 佐一君	中山 壽彦君
黒田 英雄君	草葉 隆圓君
石坂 豊一君	大野木秀次郎君
小林 英三君	板谷 順助君
今泉 政吉君	松野 喜内君
黒川 武雄君	玉屋 喜章君
松嶋 喜作君	徳川 頼貞君
一松 政二君	大岡 憲二君
平岡 市三君	尾形六郎兵衛君
西 伊能君	重宗 雄三君
西山 亀七君	木村三四郎君
大隈 信幸君	橋本萬右衛門君
池田七郎兵衛君	左藤 義詮君
平沼彌太郎君	

厚生技官(公 桑保健局長) 三木 行治君

〔第三十九号参照〕

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求め、右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十日

治安及び地方 吉川末次郎
制度委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木 直人 小野 哲
阿竹源次郎 大岡 憲二
村尾 重雄 草葉 隆圓
黒川 武雄 奥 圭一郎
鬼丸 義齋

要領書

一、委員会の決定の理由

海上保安廳の設置に伴い、その事務所として、地方に海上保安本部並びに海上保安部を設置することは必要であつて、原案は妥當な措置と認めらる。

二、事件の利害得失

この措置により、海上保安の充實を期し得られる利益がある。

三、費用

予算は約九億円であつて、近く國會に提出せられる見込である。

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
郵便東京一九〇〇
圖書課